

特定非営利活動法人ハイスクールコッペプロジェクト 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人ハイスクールコッペプロジェクトという。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を山口県山口市に置く。

(目的)

第3条 本法人は、高校生と地域住民・生産者・観光事業者等が連携し、コッペパン・ラスクを題材とした地域資源の発掘・商品化・普及を通じて、若者の学び・地域の活性化・関係人口創出を推進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 子どもの健全育成を図る活動
7. 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 特定非営利活動に係る事業
 - (1) 高校生と連携した商品開発・販売・広報活動

- (2) 観光資源や地域産品を活用した教育・体験プログラムの実施
- (3) 地域住民・事業者・行政等との協働による交流イベントの開催
- (4) 地域情報発信に資する出版・映像・インターネット配信事業
- (5) その他目的達成に必要な非営利事業

第2章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

1. 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、総会において議決権を有する者。

2. 賛助会員 本法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人又は団体で、議決権を有しない者。

(入会)

第7条 本法人の趣旨に賛同し所定の入会申込書により理事長に申し込んだ者は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の申込みを認めないときは、速やかに理由を付した書面又は電子メールにより本人に通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1. 退会の意思表示をしたとき。
- 2. 死亡し、又は団体が解散したとき。
- 3. 会費を2年以上滞納したとき。

4. 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長に退会届を提出することにより任意に退会できる。

(除名)

第11条 会員が本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは、総会の議決により除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えねばならない。

(会員名簿)

第12条 本法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を備える。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第13条 本法人に次の役員を置く。

1. 理事 3人以上15人以内。
2. 監事 1人以上2人以内。
- 2 理事のうち1人を理事長とし、必要に応じ副理事長を置くことができる。

(選任)

第14条 役員は、総会の議決を経て選任する。

- 2 理事長及び副理事長は理事の互選によって選任する。
- 3 監事は、理事及びその配偶者並びに三親等内の親族ではなく、かつ職員と兼ねることはできない。

(任期)

第15条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了ののち後任の役員が選任されていない場合には、任期はその末日後最初の総会終結時まで伸長する。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了又は辞任後も、後任者が就任するまでは職務を行う。

(解任)

第16条 役員が次の各号に該当する場合には、総会の議決により解任できる。

1. 心身の故障により職務遂行に耐えられないとき。

2. 職務上の義務違反又は怠慢があったとき。

3. 役員としてふさわしくない行為があったとき。

(理事の職務)

第17条 理事は理事会を構成し、本法人の業務を執行する。

2 理事長は法人を代表し業務を統括する。理事長以外の理事は、その業務について法人を代表しない。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。なお、副理事長が複数名いる場合は、理事長があらかじめ指名した順序によって職務を代理する。

(監事の職務)

第18条 監事は次の職務を行う。

1. 理事の業務執行の状況を監査する。

2. 本法人の財産状況を監査する。

3. 前2号の規定による監査により不正又は重大な事案を発見した場合、総会又は所轄庁へ報告する。

4. 前号の報告をするために総会を招集する。

5. 理事の業務執行や本法人財産の状況について、理事へ意見陳述や理事会招集の請求をする。

(職員)

第19条 本法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

(報酬)

第20条 役員は無報酬とする。ただし、職務遂行に要する費用を支給することができる。

第4章 総会

(構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(種別)

第22条 総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(権能)

第23条 総会は次の事項を決議する。

1. 定款の変更
2. 解散
3. 合併
4. 事業計画及び活動予算並びにその変更
5. 事業報告及び活動決算
6. 役員の選任及び解任
7. その他法人運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

2. 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき。

3. 第18条第4項の規程により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 総会の招集通知は、会議の日の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により行う。

(議長)

第26条 総会の議長は議決権を持っている正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決事項)

第28条 総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した正会員の3分の2以上の同意があればその限りではない。

(議決)

第29条 総会の議事はこの定款で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決する。ただし可否同数のときは議長が決する。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規程により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については議事録を作成し、議長及び出席した理事2名以上が署名又は記名押印する。

2 議事録には次の事項を記載する。

1. 日時及び場所
2. 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること）
3. 審議事項
4. 議事の経過の概要及び議決の結果
5. 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決を要しない業務執行に関する事項

3. 事務局の運営及び組織
4. その他法人運営に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 理事長が必要と認めたとき。
2. 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき。
3. 第18条第5項の規程により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日から5日前までに書面又は電磁的方法により通知する。

(議長)

第36条 理事会の議長は理事長とする。

(定足数)

第37条 理事会は理事総数の2分の1以上が出席しなければ開会できない。

(議決事項)

第38条 理事会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した理事の3分の2以上の同意があればその限りではない。

(議決)

第39条 理事会の議事は出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(表決権等)

第40条 各理事の表決権は平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規程により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については議事録を作成し、出席した理事及び監事が署名又は記名押印する。

2 議事録には次の事項を記載する。

1. 日時及び場所

2. 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）

3. 審議事項

4. 議事の経過の概要及び議決の結果

5. 議事録署名人の選任に関する事項

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 会費

2. 寄附金品

3. 事業に伴う収益

4. 資産から生ずる収益

5. その他の収入

6. 設立当初の財産目録に記載された資産

(資産の管理)

第43条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(会計の原則)

第44条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第45条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度開始前に理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合には、理事長は理事会の議決を経て、総会の承認を得るまで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第48条 既に成立した予算の追加又は更正は、理事会の議決を経て総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第49条 本法人の事業報告及び決算の関連文書は、毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、通常総会の承認を受けなければならない。

(余剰金の処分制限)

第50条 本法人は、いかなる場合も余剰金の分配を行ってはならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 本法人が定款を変更するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上による議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 本法人は、次の各号に該当する場合に解散する。

1. 総会において正会員総数の4分の3以上の同意があったとき。
2. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功又はその不能となったとき。
3. 合併（法の規定による場合に限る。）
4. 破産手続開始の決定があったとき。
5. 所轄庁による設立認証の取消又は解散命令があったとき。
6. 正会員の欠亡。

2 前項第2号の事由のうち、事業の成功の不能により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 本法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）した場合に残余財産があるときは、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得て、解散総会において法第11条第3項に定めるもののうちから選定し帰属させる。

第8章 公告の方法

(公告)

第54条 本法人の公告は、主たる事務所に掲示するとともに本法人のホームページに掲載して行う。ただし、解散時の公告、清算時の破産手続開始決定の公告は官報に掲載して行う。

第9章 臨機の措置

(臨機の措置)

第55条 災害その他急迫の事態が生じた場合において、本定款の規定に従うことができないときは、理事長は理事会の承認を得て臨機の措置をとることができる。この場合においては、速やかにその旨を総会に報告しなければならない。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第11章 附則

(施行日)

1 本定款は、法人の成立の日から施行する。

(設立当初の役員)

2 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 山田 豊佳

副理事長 於土井 豊昭

理事 末岡 律子

監事 内田 邦彦

(設立当初の役員の任期)

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年5月31日までとする。

(設立当初の事業計画及び予算)

4 本法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(設立当初の事業年度)

5 本法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から2026年3月31日までとする。

(設立当初の会費)

6 本法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の額とする。

1. 正会員 年会費 2,000 円

2. 賛助会員 年会費 1,000 円

役員名簿

特定非営利活動法人ハイスクールコッペプロジェクト

役職名	(ふりがな) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	やまだ とよか 山田 豊佳		無
副理事長	おどい とよあき 於土井 豊昭		無
理事	すえおか りつこ 末岡 律子		無
監事	うちだ くにひこ 内田 邦彦		無

注 「住所又は居所」には、特定非営利活動促進法施行条例第2条各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。

2 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。

3 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設立趣旨書

1. 設立の背景

近年、地方においては人口減少や若者の流出が深刻化し、農林水産業や観光産業を担う次世代の人材不足が顕著となっています。また、地域住民と高校生世代との接点が少なく、地域社会に対する誇りや帰属意識の希薄化も課題となっています。

2. 設立の目的

本法人は、高校生が地域の食材・観光資源を活用した商品開発・販売活動に参画することを通じて、- 実践的な学びを得る機会の提供 - 地域の魅力発信と誇りの醸成 - 高校生と地域住民・企業との協働による持続的な地域づくり

を実現することを目的とします。

3. 活動の内容

本法人は、上記目的を達成するために以下の活動を行います。1. 高校生と地域企業・生産者が連携した商品開発・販売事業 2. 高校生による観光 PR・情報発信事業（巻紙、動画、SNS 等） 3. 地域行事や観光イベントと連動した販売・体験イベント事業 4. 子どもの健全育成と社会教育の推進に資する学習プログラムの提供

4. 活動の公益性

これらの活動は、特定の個人や団体の利益を目的とするものではなく、地域全体に利益をもたらす公益性の高い事業です。特に、若者の地域定着や地元産業の活性化につながることで、広く住民に還元されるものです。

5. 今後の展望

将来的には、県内外の高校との連携を拡大し、観光・教育・農業・福祉など多分野との協働を図り、地域課題の解決と人材育成を両立するモデルを確立していきます。また、得られた成果を全国へ発信することで、「地方から未来を育てるNPO 法人」としての役割を果たします。

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2026 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ハイスクールコッペプロジェクト

1 事業実施の方針

本法人は、山口県内の高校生が地域資源を活用して商品を開発・販売する活動を通じ、地域の魅力発信・人材育成・障害者雇用の促進など、社会的課題の解決と地域の活性化を図ることを目的とする。

設立当初の事業年度においては、次の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
(1)高校生と 連携した商 品開発・広 報活動	防府商工高等学校による「旅コッペ」4種及び萩商工高等学校による「駅コッペ」3種を開発する。NPO 法人は高校生が制作した巻紙デザインとレシピをもとに、地域パン屋や株式会社やまのわ等の製造事業者へ巻紙コンテンツ(1枚当たり 40 円・税抜)として提供・販売することで収益を得る。 これにより、高校生の創作物が地域のパン屋を通じて商品化・販売され、地域全体でのブランド形成と教育的成果の社会実装を図る。 また、販売促進・広報活動を通じて地域産品や観光資源の認知拡大を行う。	(A) 2026 年 2 月～ 2026 年 3 月 (B) 山口県内各高校・ パン製造事業者・ 販売店舗 (C) 約 20 名	(D) 高校生・地 域パン屋・ 地域住民・ 観光客 (E) 約 1,000 人	30

(2)地域住民・事業者・行政等との協働による交流イベントの開催	・地元のスーパーや農産物直売所等において、高校生が開発した「旅コッペ」「駅コッペ」の巻紙やレシピを活用し、株式会社やまのわが製造したコッペパンを生徒が直接販売を行う。 本法人は製造事業者へ提供する巻紙コンテンツの販売を通じて収益を得る。 これにより、高校生・地域事業者・行政・住民が一体となって地域の魅力を発信し、地域回遊と人材育成の好循環を生み出す。	(A) 2026年2月 (B) 県内スーパー・農産物直売所等 (C) 約20名	(D) 高校生・地域パン屋・地域住民・観光客 (E) 約1,000人	20
---------------------------------	---	--	--	----

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

設立次年度の事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ハイスクールコッペプロジェクト

1 事業実施の方針

本法人は、山口県内の高校生が地域資源を活用して商品を開発・販売する活動を通じ、地域の魅力発信・人材育成・障害者雇用の促進など、社会的課題の解決と地域の活性化を図ることを目的とする。

設立当初の事業年度においては、次の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
(1) 高校生と 連携した商 品開発・広 報活動	県内 5 校による「旅コッペ」4種 及び萩商工高等学校による「駅 コッペ」3種を開発する。NPO 法 人は高校生が制作した巻紙デ ザインとレシピをもとに、地域パ ン屋や株式会社やまのわ等の 製造事業者へ巻紙コンテンツ (1枚当たり40円・税抜)として提 供・販売することで収益を得る。 これにより、高校生の創作物 が地域のパン屋を通じて商品 化・販売され、地域全体でのブ ランド形成と教育的成果の社会 実装を図る。 また、販売促進・広報活動を通 じて地域産品や観光資源の認 知拡大を行う。	(A) 2026 年 5 月～ 2027 年 2 月 (B) 山口県内各高校・ パン製造事業者 (C) 約 100 名	(D) 高校生・地 域パン屋・ 地元観光 地・地元農 家・地域住 民・観光客 (E) 約 3,000 人	1,300
(2) 地域住 民・事業者・ 行政等との 協働による 交流イベン トの開催	・各高校の文化祭や地域イベン ト・スーパー・農産物直売所 等において、高校生が開発し た「旅コッペ」「駅コッペ」の巻 紙やレシピを活用し、地域パ ン屋や株式会社やまのわ等 が製造・販売を行う。 本法人はイベント全体の企 画・運営、製造委託の調整、	(A) 通年(主に 2026 年 9 月～2027 年 2 月 (B) 県内各高校・ス ーパー・農産物 直売所等 (C) 約 100 名	(D) 高校生・地域 住民・観光客・ スーパー・農産 物直売所等 (E) 約 3,000 人	200

	広報支援を担うとともに、製造事業者へ提供する巻紙コンテンツの販売を通じて収益を得る。 これにより、高校生・地域事業者・行政・住民が一体となって地域の魅力を発信し、地域回遊と人材育成の好循環を生み出す。			
(3) 地域情報発信に資する出版・映像・インターネット配信事業	・「ハイスクールコッペチャンネル (YouTube)」を開設し、各校の取組や観光資源、開発ストーリーなどを動画発信する。 ・QR コード付きコッペパン巻紙を通じて動画や観光・生産者情報へアクセスできる仕組みを構築し、購入者の関心を地域回遊に繋げる。 ・将来的にはチャンネル収益化を目指し、制作費を継続運営費に充当する。	(A) 通年 (B) オンライン・各販売店舗・事務局 (C) 約 20 名	(C) 一般市民・観光客・地域事業者 (D) 不特定多数	300

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 (2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人ハイスクールコッペプロジェクト

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	24,000		
賛助会員受取会費	24,000	48,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	50,000	50,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
コッペパン巻紙事業収益	80,000	80,000	
経常収益計			178,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	10,000		
印刷製本費	40,000		
その他経費計	50,000		
事業費計		50,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	30,000		
旅費交通費	0		
印刷製本費	20,000		
その他経費計	50,000		
管理費計		50,000	
経常費用計			100,000
当期経常増減額			78,000
当期正味財産増減額			78,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			78,000

巻紙作成年

会員制度チラシ作成費用

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定がある場合は、「一般正味財産の部」と「指定

正

味財産の部」に区分して表示することが望ましいです。

※設立当初の活動予算書は、「計算書類等の作成にあたっての留意事項」を参考に作成してください。

2026年度 活動予算書
2026年4月1日から2027年3月31日まで
特定非営利活動法人ハイスクールロッペプロジェクト
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	24,000		
賛助会員受取会費	48,000	72,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	1,200,000	1,200,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
コッペパン巻紙事業収益	400,000		巻紙10,000枚X40円
教育・体験プログラム事業	200,000		2枚x100,000円
交流イベント事業	200,000		巻紙5,000枚X40枚
映像・インターネット事業	500,000	1,300,000	アフィリエイト・バナー広告費等
経常収益計			2,572,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	500,000		
給料手当	0		
(2) その他経費			
会議費	100,000		
旅費交通費	100,000		
諸謝金	100,000		
通信運搬費	800,000		
印刷製本費	200,000	1,800,000	web・HP構築費等 巻紙作成費用等
事業費計			1,800,000
2 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	600,000	600,000	事務 給与 1名 月50,000円
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
印刷製本費	100,000	100,000	会員チラシ作成費用等
管理費計			700,000
経常費用計			2,500,000
当期経常増減額			72,000
当期正味財産増減額			72,000
前期繰越正味財産額			78,000
次期繰越正味財産額			150,000

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましいです。

※設立当初の活動予算書は、「計算書類等の作成にあたっての留意事項」を参考に作成してください。